

平成 26 年度第 1 回東京都食品安全情報評価委員会

議事録

日時：平成 26 年 5 月 28 日（水）午後 3 時から

場所：東京都健康安全研究センター本館 1 階 会議室 6 A

開 会

午後2時58分

○垣食品医薬品情報担当課長 定刻より若干早めですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより平成26年度第1回東京都食品安全情報評価委員会を開催いたします。委員長を選出していただくまでの間、私、健康安全研究センター企画調整部食品医薬品情報担当課長の垣が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

開催にあたり、健康安全研究センター所長の田原よりご挨拶申し上げます。

○田原所長 皆様、こんにちは。東京都健康安全研究センターの田原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところを当委員会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本委員会は東京都食品安全条例に基づき、知事の附属機関として設置され、平成16年から運営されております。前期第5期の任期満了に伴い、今回第6期の委員会委員を委嘱させていただきました。

前期から引き続き委員をお引き受けいただきました11名の皆様、また公募委員のお2人を含め、新たに委員をお引き受けいただきました6名の皆様方、厚く御礼申し上げます。

これまで本委員会では、都が直面しているさまざまな食の安全・安心に関する課題、例えばノロウイルスによる食中毒や、食肉の生食による食中毒のリスクなどを取り上げ、その対策に向けたご議論をいただいております。

都としましては、本委員会からいただいた報告をもとに、リーフレットやホームページのいわゆる都民や事業者に向けた情報発信や、また施策への反映に努めてまいりました。今期の委員会におきましても、さまざまな食品安全情報について、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えております。

今後とも都の食品安全行政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○垣食品医薬品情報担当課長 今回新たに第6期委員について委嘱の手続をさせていただきました。本来であれば委嘱状は皆様お一人お一人にお渡しすべきところですが、事前に机の上に置かせていただきました。ご了承ください。

皆様の任期は平成26年5月1日から平成28年4月30日となります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。次第の次ページに名簿がございます。この順番に私からご紹介させていただきますので、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

国立医薬品食品衛生研究所の穂山浩委員です。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の梅垣敬三委員です。

学校法人服部学園の大迫泰広委員です。

麻布大学生命・環境科学部の小西良子委員です。

順天堂大学医学部附属順天堂医院の小林弘幸委員です。

十文字学園女子大学副学長の志村二三夫委員です。

公募委員の鈴木志麻委員です。

消費生活アドバイザーの瀬古博子委員です。

国立医薬品食品衛生研究所の寺嶋淳委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席の連絡をいただいております。

続いて、公募委員の長谷久枝委員です。

株式会社日経BPコンサルティング カスタム出版本部の中野栄子委員です。

国立医薬品食品衛生研究所の広瀬明彦委員におかれましては、ご欠席の連絡を事前にいただいております。

また東京大学大学院の細野ひろみ委員におかれましても、事前にご欠席の連絡をいただいております。

続いて、首都大学東京法科大学院の峰ひろみ委員です。

公益財団法人東京都予防医学協会の諸角聖委員におかれましては、ご欠席の連絡を事前にいただいております。

続いて、首都大学東京の矢野一好委員です。

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所の渡辺卓穂委員です。

以上、委員の皆様をご紹介させていただきました。

なお、事務局職員は委員名簿裏面の事務局職員名簿のとおりとなっております。

本委員会の開催には、食品安全情報評価委員会規則第6条第6項によりまして、過半数の委員の出席を必要としております。本日は委員17名中13名にご出席いただいております。

本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは最初に、議事の（１）委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長及び副院長の選出は規則第３条により、委員の互選によるとされております。いかがでしょうか。

○梅垣委員 志村二三夫委員を委員長に推薦します。

志村委員は前期評価委員会において、副委員長及び情報選定専門委員会での座長を務められておりますので適任だと思います。副委員長は委員長一任にさせていただければと思います。

○垣食品医薬品情報担当課長 ただいま志村委員を委員長に、副委員長は委員長一任というご発言がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、志村委員に当委員会の委員長をお願いいたします。

また、副委員長は委員長に一任ということですので、志村委員長から副委員長をご指名いただきたいと思います。志村委員長、お願いいたします。

○志村委員長 副委員長ですが、矢野一好委員と穠山浩委員にお願いしたいと思います。

（「はい」の声あり）

○垣食品医薬品情報担当課長 それでは、志村委員長、矢野副委員長、穠山副委員長は、委員長席と副委員長席にお移りください。

（委員長、副委員長席へ移動）

○垣食品医薬品情報担当課長 以後の進行につきましては、志村委員長にお願いしたいと思います。志村委員長、よろしくお願いいたします。

○志村委員長 改めてどうぞよろしくお願いいたします。これから２年間はこの会をつかさどるお役目をちょうだいしたということで、身が引き締まる思いであります。

この委員会の主な役割は、今日の配付資料からもうかがえるのですが、食品安全情報を具体的に検討し、都としての施策等、また情報発信に生かせるよう取りまとめることと理解しております。

検討内容はちょうどリスクアナリシスの３つの要素に対応して、アセスメント・マネジメント・コミュニケーションといったようなところを検討することになっていると思います。また、風評被害等への配慮も求められると思います。

今回の委員の皆様は、それぞれの専門分野の委員、また消費者及び公募の委員の方がお

られますが、ぜひこの食品安全情報評価委員としてのお立場での皆様のご協力をもって、委員会活動を通して、都としての食品の安全性確保の取り組みが、さらに盛り上がるよう応援していき、都民の福祉・健康につながるようにと願っております。

事務局の皆様、また東京都の職員の皆様におかれましても、ご尽力、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

○矢野副委員長 副委員長を仰せつかりました矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は専門的には38年間、この衛生研究所でウイルスの仕事をやらせていただいております。今でこそノロウイルスという名前がついておりますが、そのノロウイルスが発見される前から、飲み水を初め、水の中に混入してくるウイルスの制御とか、ノロウイルスがわかるようになるまでの食品の1つになろうかと思いますが、生ガキがウイルスを蓄積する現状をどうやってコントロールしたらいいかというような仕事に携わっておりました関係もございますので、格好よく言えばそういった環境ウイルスという立場から本委員会に参画できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○穂山副委員長 副委員長を仰せつかりました、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部の穂山と申します。大変光栄に感じております。

私は国立衛研で研究者としてやってきまして、あまりこの情報評価委員会の仕事については不慣れなのですが、国立衛研の中で3部、部がかわっています。最初はマイコトシキンとか遺伝子組み換え食品あるいはアレルギー物質の分析、あるいは健康食品等の有害物質の分析に携わってきました。

部が移って、代謝性化学部でも同じようにアレルギー物質、遺伝子組換え食品、健康食品、天然有害毒等にも携わってきました。今は、食品添加物部で主に食品添加物の規格基準の仕事をやっております。比較的全般に食品関係の仕事をやってきていますので、その辺でお役に立てればと考えております。

志村委員長をできるだけ補佐して、この本評価委員会が円滑に進みますように、精いっぱい努力していきたいと思っております。何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

○志村委員長 それでは、議事に入る前に本日の資料の確認を事務局からお願いします。

○垣食品医薬品情報担当課長 本日の資料として、次第、委員名簿、座席表です。

その次に資料1「東京都食品安全情報評価委員会及び専門委員会について」と、別添1から3まで東京都食品安全情報委員会に係る条例等の一部抜粋資料です。

資料 2 - 1 「情報選定専門委員会の設置について（改正案）」

資料 2 - 2 「『健康食品』による健康被害事例専門委員会の設置について（改正案）」

資料 3 - 1 「東京都食品安全情報評価委員会における検討事項」

資料 3 - 2 「過去における東京都食品安全情報評価委員会における主な検討事項」

資料 3 - 3 「東京都食品安全情報評価委員会における各種報告」

最後に資料 4 「『健康食品』による健康被害事例専門委員会について」が本日の資料です。

○志村委員長 ただいま資料の確認を行いました。

次に、本委員会の公開について確認します。

会議は原則として公開となります。ただし、「東京都食品安全情報評価委員会の運営について」の第 3 の規定によれば、「会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」「会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例第 7 条各号に該当する場合」は、会議の全部または一部を非公開とすることができることとなっております。

今回の議事及び資料は公開か非公開かについて、事務局から何か考えはありますか。

○垣食品医薬品情報担当課長 事務局としましては公開で支障ないと考えております。

○志村委員長 それでは、お諮りします。今回の会議は公開ということではいかがでしょうか。

（異議なし）

○志村委員長 ご異議ないものとさせていただきます。

それでは、議事の 2 の専門委員会の選出に入ります。今回は今期第 1 回の委員会でもありますので、本委員会や各種専門委員会について事務局から評価委員会及び各専門委員会の概要を説明願います。

○垣食品医薬品情報担当課長 それでは、評価委員会及び各種専門委員会について概要を説明いたします。資料 1 をご覧ください。

こちらに評価委員会及び、現在設置されている 3 つの専門委員会について、設置の根拠や構成委員等をまとめております。資料 1 の上段です。

食品安全情報評価委員会は、東京都食品安全条例に規定された知事の附属機関です。今期は公募委員 2 名を含む 17 名で組織されています。

お手数ですが、別添 3 「東京都食品安全条例」抜粋の 2 ページをご覧ください。

第二十七条に東京都食品安全情報評価委員会について規定されています。

本委員会は、食品等の安全性に関する情報の分析及び評価を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として設置されております。

第2項にありますように、食品等の安全性に関する情報の分析及び評価、知事の安全性調査と措置勧告、調査結果について都民や事業者といかに情報を共有するかを検討することがその役割となっております。

そのうち知事の安全性調査と措置勧告については、1ページに第二十一条と第二十二条に規定されております。

ある食品により健康への悪影響が起り得る事態において、国の法的規制がすぐに行われず、東京都として何らかの規制をすべきと判断される場合には、都はその食品の安全性調査を行うことができます。その際には本委員会に意見を聞くこととなっております。

また、安全性調査の結果、その食品による健康への悪影響を未然に防止するため、都は事業者などに対し必要な措置を勧告することができます。この勧告の際にも、本委員会の意見を聞くこととなっております。

最初の資料1の中段をご覧ください。これに対応するため、2に専門委員会の記載がありますが、調査勧告専門委員会を平成16年から常設しています。前期(第5期)までは、評価委員会委員4名で組織されておりました。ただし、現在まで安全性調査が実施されたことは一度もないため、調査勧告専門委員会は今まで開催されておられません。

(2) 情報選定専門委員会については、平成17年度に設置し、本委員会の前に開催して、評価委員会で検討すべき情報の選定等を行うことを役割としております。委員長通知により構成は委員長及び副委員長、委員長が指名する委員で組織されることとなっております。

前期は公募委員1名を含む評価委員会委員5名で組織されておりました。

また、本委員会では(3)「健康食品」による健康被害事例専門委員会を設置しております。委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で組織されております。前期まで7名で組織されております。

別添3の7ページの「健康食品」による健康被害事例専門委員会の設置についてという委員長通知をご覧ください。

「健康食品」による健康被害事例専門委員会は、「健康食品」の利用との関連が疑われる健康被害情報を東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて収集し、その情報について「健康食品」と健康被害の因果関係、健康影響の内容や程度について分析及び評価を行うこと

をその役割として開催しております。

続いて資料1の別添1の図で、東京都食品安全情報評価委員会の運営についてご説明します。事務局では都の保健所、市場、健康安全研究センターなどから食中毒の事例や調査研究結果といった現場に密着した情報や、国内外の文献情報、新聞情報などを収集します。これら収集した情報は、情報選定専門委員会において、①健康に及ぼす重要度、②都民の食生活への影響、③国や国際機関の動向といった視点で整理、絞り込みを行っていただき、本委員会において評価すべきかどうかを判定していただきます。

本委員会では各ご専門や都民の立場から幅広い視点で情報を分析・評価していただきます。なお、実態調査などを行い、さらに情報を収集して、専門的な検討を行うべきと判断された情報については、専門委員会を個別に設置し、詳細な検討を行います。

検討結果については、最終的に本委員会で取りまとめていただき、知事あてに報告をいただきます。また、情報の評価の際にいただいたご意見をもとに都では施策を検討し、都民及び食品関係事業者が情報を共有化するため、ホームページコンテンツやパンフレットなどの普及啓発資材の作成、リスクコミュニケーションなどの実施、情報発信を行ってまいります。

対応結果などは本委員会において事務局から報告し、ご意見などをいただき、参考としております。

別添2の情報の選定基準及び安全情報の取り扱いについてご説明します。

まず、事務局において3つの視点で情報を収集します。

①健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害が生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの。

②危害の拡大防止の視点

以前より、危害は知られていないが、健康被害の端緒が見られており、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの。

③都民への正しい情報提供の視点

①、②以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民生活に影響や不安を及ぼすおそれのあるもの。

こういった視点で収集した情報に、委員の皆様から提供される情報を加え、情報選定専門委員会において、先ほど述べた情報収集の視点から、より詳細な検討が必要との判断を

いただきます。

見当が必要な情報については、④の現段階で検討に見合う情報（量・質）があるか。⑤本委員会で総合的な検討が必要であるか。⑥特に緊急に都民に提供する必要がある情報か、といった視点で、本委員会で検討すべき情報かを判定していただきます。

本委員会では情報選定専門委員会の判定を踏まえ、情報の検討を行います。検討の結果、個別課題の専門委員会を立ち上げ、詳細な検討が必要とされるものは専門委員会に付託します。

情報提供の方法等の検討が必要とされたものについては、ご意見を踏まえ、都のホームページ「食品衛生の窓」の中の情報コンテンツ「たべもの安全情報館」などでの情報発信などを行なってまいります。

情報の収集については、委員の皆様にもご協力をお願いしております。新たに都民への提供が必要とお考えの情報がありましたら随時、事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。以上です。

○志村委員長 ただいまの事務局からの説明についてご質問がありましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

特にないようですので、各専門委員会の委員は、規則により委員長が指名することになっております。

まず、調査勧告専門委員会については、穠山浩委員、矢野一好委員、峰ひろみ委員、私の4名を委員といたします。

続いて、情報専門選定専門委員会については、運営の規程で定まっている委員長、副委員長の3名のほか、小西良子委員、鈴木志麻委員にお願いします。計5名となります。

最後に健康食品による健康被害事例専門委員会については、本委員会から梅垣敬三委員、私、志村の2名。外部の専門委員として5名、北里大学医学部膠原病感染内科教授の廣畑俊成様、筑波大学医学医療系救急集中治療部教授の水谷太郎様、特定非営利活動法人国際生命科学研究機構事務局長の山口隆司様、健康被害事例の収集を行っている公益社団法人東京都薬剤師会副会長の原博様、また本評価委員会の委員でもありますが、同じく健康被害事例の収集を行っている公益社団法人東京都医師会理事の小林弘幸様を専門委員として指名させていただきます。以上、合わせて7名の方をお願いしたいと思います。

ただいまお示した各専門委員会委員についてご了解いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは議事3に入ります。「情報選定専門委員会設置について（改定案）」について事務局からご説明をお願いします。

○大山食品医薬品情報係長 それでは、事務局の大山からご説明します。資料2-1、2-2をお出してください。

先ほどもご説明しましたが、こちらの情報選定専門委員会については、別添3の中にも現在の段階のものが入っていますが、こちらにあります情報選定専門委員会の設置についてということで、評価委員会の委員長決定ということで通知し、運用させていただいています。その運用についてはこちらの設置、構成、情報の選定及び報告、会議等の公開について概要をお示ししております。

今回、その中で網掛け見え消し部分になっている情報選定及び報告の第3の2の改正についてご提案させていただきます。情報選定専門委員会では、本評価委員会で検討すべき情報を事前に選定します。例えば、情報選定専門委員会で直ちに都民に情報を提供すべきものなのか、評価委員会で評価・分析をして、追加調査または専門委員会の立ち上げなどを検討すべきものかを選定する場となっております。

2の中でその改正について、おおむね四半期に一度程度開催することになっておりましたが、実際には四半期に一度というよりは、評価委員会に先立って1回、その必要性に応じて開催するのがこれまでの運用でした。ですので、今回はより現実的な運用ということで文言修正をさせていただきます。

最終案については、情報選定専門委員会の開催については委員長が決定するとさせていただいております。これによって、例えば複数の情報があったときに絞り込みの選定を行うのか、もしくは1題であっても情報選定専門委員会で検討すべきものなのか、について委員長が決定するというので、必要に応じた臨機応変な開催をさせていただくように修正させていただいております。これが資料2-1でまず1つの改正案です。

次に資料2-2「『健康食品』による健康被害事例専門委員会の設置について（改正案）」をご覧ください。

こちらについては、やはり同じ運用について委員長決定で定めていただいておりますが、設置の第1の（1）に、これまで社団法人東京都医師会及び社団法人東京都薬剤師会を通じてという表現がありましたが、今回、医師会・薬剤師会が公益社団法人になった関係で、こちらは必要な規定の文言修正ということで、「社団法人」の前に「公益」加えさせていた

だき、ともに「公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会」という表現に改正させていただきます。

以上、2点の改定についてご提案させていただきます。

○志村委員長 ただいまご説明がありました改定案2件ですが、何かご意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、改定案について決定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、決定とさせていただきます。

それでは報告事項に移ります。報告事項1について事務局よりご説明願います。

○中嶋食品医薬品情報係次席 報告事項(1) 食品安全情報評価委員会で検討された事項について、食品医薬品情報係の中嶋から説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。

1 前期東京都食品安全情報評価委員会における主な検討事項として、資料3-1に平成24年度、25年度に行った主な検討事項を載せております。

24年度は委嘱の年ということで3回実施しました。2回、3回目で安全情報の検討をさせていただいております。こちらは2回目で「寄生虫による食中毒防止について」「生食用野菜の衛生的実態調査」「東京都食品安全FAQ(よくある質問とその回答集)の改訂について」という3題を取り上げております。

それぞれにおいてまとめた情報は、「食品衛生の窓」「たべもの安心情報館」に載せてありますのでご覧ください。食品安全FAQは現在作り直しをしております、皆様のお手元にはまだ資料としては載せていないのですが、このようなカラフルなサイトを作成しております。こちらは6月中にはアップして、皆様にご覧いただけるようになります。立ち上がりましたら皆様にリンクを送らせていただきますのでご覧ください。

平成24年の3回目では、「洗剤の化学物質の誤用・混入等による食中毒について」ということで、こちらも昨年度(25年度)にホームページに掲載しております。こちらも家庭用で印刷してきたのですが、みりんとかお酒とかの1リットルのペットボトルに入れ替えると危険です、気をつけてくださいということをわかりやすくリーフレットにまとめております。

ポットの「洗浄中」もちゃんと明記しておかないと危険ということで、このようなものを作成しております。

昨年度については、第1回目で「ベリー類によるA型肝炎食中毒」「サポウイルスによる急性胃腸炎の増加について」の2題です。「ベリー類によるA型肝炎食中毒」については、昨年度に事前調査をして、また今年度100検体予定でA型肝炎ウイルスを調査することになっております。

サポウイルスは、昨年度はこのようなポスターをつくり、ノロウイルスだけではなくサポウイルスもあるということで、こちらも事業所向けとかで出しております。

平成25年度の2回目の委員会では、「給食施設における食物アレルギー防止対策について」と「ベリー類によるA型肝炎食中毒事前調査結果報告」になっています。ベリー類については先ほどの1回目の25年度の事前調査の結果を報告しております。

「給食施設における食物アレルギー防止対策について」は、現在も引き続きデータを収集しております。こちらはまだ今つくっている最中のものですが、見てわかりやすいようにということで、小麦粉の飛散実験と牛乳の洗浄実験についてまとめております。乳アレルギーについては漬け置き洗いで弱アルカリ性の洗剤を使うと効果が上がることを書いて、指導する側も指導される側もわかりやすいようにということで作成中です。

また、作成しましたら委員の皆様にお送りして、ご意見等をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これが前期です。

資料3は、過去における委員会の主な検討事項です。こちらは量が多いので後ほどゆっくりご覧ください。

資料3-2で、アオブダイなど見慣れない魚にご用心ということで、こんなものも作成しております。釣りをされる方とか、島しょの保健所とかにお配りしたリーフレットです。

資料3-2にマル印(●)でフォントの違うものがあります。「カンピロバクター食中毒について」の報告とか、「水銀を含有する魚介類等の接種に関する注意事項」の報告など6つあります。こちらについては専門委員会を立ち上げて、個別に報告書を作成したもので資料3-3にまとめております。平成21年度を最後に専門委員会は立ち上げていませんが、また早急な調査が必要なときには専門委員会を立ち上げて、報告書をまとめることになると思います。私からの報告は以上です。

○志村委員長 どうもありがとうございました。これまでの取り組みの足跡がある程度わかるようなご説明だったと思います。ただいまご報告がありました件について、ご質問、ご意見がありましたどうぞよろしく願いいたします。

特にないようですので、報告事項2について事務局よりご説明願います。

○山形課務担当係長 東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課の山形と申します。私からは「健康食品」による健康被害事例専門委員会の結果などについてご説明します。資料4をご覧ください。

まず、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の経緯について簡単にご説明します。こちらは公益社団法人東京都医師会と公益社団法人東京都薬剤師会を通じて収集しております「健康食品」の利用との関連性が疑われる健康被害事例について、「健康食品」と健康被害との関連性、健康影響の内容や程度を分析・評価することを目的に、平成18年度に設置しております。

平成19年3月に初回の専門委員会を開催して、平成19年度以降は年に2回開催しております。

平成25年度の専門委員会は2回開催しております。第1回目が平成25年7月10日午後2時から午後4時まで、第2回は平成26年1月17日午後2時から午後4時までです。

事例の検討結果については、まず検討の対象とした事例は、平成24年12月1日から平成25年11月30日までの1年間に収集した14事例についてです。この中で急いで調査すべきとされた事例はございませんでしたが、積極的に情報収集するよう努めるものとされた事例がございましたので、こちらは東京都医師会・東京都薬剤師会を通じて各会に留意すべき関連情報を含めて情報提供するとともに、また類似事例の収集への協力を依頼しております。

収集事例の集計の結果として、情報収集の事業を開始した平成18年7月1日から平成25年11月30日までに収集した283事例の集計結果として、裏面以降の資料をつけさせていただいております。こちらは昨年度第2回の専門委員会において、評価委員会に報告させていただいた資料と同じものです。

平成18年以降の283事例については、幸いにして緊急対応などが必要となる重大な健康被害事例は発生しておりません。また、製品と症状との因果関係についても、情評価者収集に際して疑わしいとして情報提供を受けておりますが、因果関係が確定された事例はございませんでした。

裏面以降の資料について簡単にご説明します。

まず、収集事例の内訳ですが、医師会から患者数として131名、製品数としては延べ176製品、薬剤師会から患者数として96名、延べ製品数として107製品、合計で患

者数227名、延べ283製品という情報を収集しております。

その下の表は年齢別の患者数の分布です。左側が年齢、次の列が患者数で、一番右の幅の広い列は、利用していた患者さんがどういった目的で健康食品を利用したかといった数字の内訳を入れております。

特徴的な部分としては、健康維持増進、栄養補給で、健康食品の中の最も一般的な効果については、すべての年代で摂取の目的となっています。ダイエットについては20代から40代、関節痛は50代から80代が多いという特徴がございます。

また、年齢別の分布で見ると50から70代が多いという傾向が見られております。

性別の割合については、女性が男性の3倍以上となっております。

次の症状と異常所見については、最も多かったものが発疹・発赤・掻痒、いわゆる皮膚症状の83名で、全体の29.4%でした。次に肝機能障害が37名で13.1%、胃痛・胃部不快感・吐き気などの消化器症状が27名で9.6%となっております。この症状と製品との因果関係について確定された事例はございませんでした。

健康食品による被害事例専門委員会についての報告は以上です。

○志村委員長 どうもありがとうございました。ただいま報告があった件について、ご質問やご意見がありましたらどうぞよろしく願いいたします。

○梅垣委員 この委員会に関係させていただいているのですが、定期的に会議はしているが、急いで調査すべき事例はなかったということです。ただ、健康被害の場合は出たらすぐに調査しないと問題になります。表現的に放置したような印象を受ける可能性があります。だから、そこのところは、もし急いで対応する事例があれば早急に対応するというような意味合いに、この文章を修正されたほうが良いと思います。これが外へ出たときに、有害事象をそのまま放置したという印象を持つ人がいるかもしれません。

もともと有害事象が出たら保健所を介して厚生労働省に全部上げるというルートができていますから、そこで対応しているということで、報告されたような表現として書かれているのですが、この文章だけを見ると何となく定期的にやっていて、その間放置して、会議のときに早急に対応するかどうか考えたという印象を受けます。可能ならば、少し修正されたほうが良いと思います。

○志村委員長 事務局はいかがでしょうか。

○山形課務担当係長 ご意見をありがとうございます。少しわかりにくかったかもしれませんので説明させていただきます。

専門委員会の中での最終的な結論としては、一番重いものとしては緊急な対応が必要であるという決定がございます。次に積極的に情報収集すべきもの、一番ランクの低いものとしては蓄積情報として今後も情報収集に努めるということになっております。

梅垣委員からご指摘があったように、私どもに医師会・薬剤師会から情報が来た際に、まず事務局で内容を精査して、その緊急度については専門委員会にかける前に、事務局でも判断しております。もしその中ですぐに調査とか、場合によっては市場でとめる必要があるという判断があれば、そこから場合によっては専門委員会を経ずの緊急対応もあり得ます。

ただ、今までにそういった直接緊急対応につなげる事例、または専門委員会において、この商品については特に集中的に調査すべき、急いで対応すべきという結論が得られたといったものはございませんでした。

○志村委員長 梅垣委員、よろしいでしょうか。

○梅垣委員 どうもありがとうございます。

○穂山副委員長 ちょっと教えてほしいのですが、この製品と症状の因果関係は多分かなり難しい解析になると思います。例えば、製品名と症状の頻度とか、あるいは同じような製品と症状との関係の解析はやられていますか。

○山形課務担当係長 専門委員会の目的としまして、情報収集して量的な分析をして、疫学的に評価するということがございますので、本来であれば製品もしくは原材料との因果関係が把握できれば、それが最も望ましい形にはなるのですが、特に製品と健康被害の種類で特徴的なものが今のところまだ見られておりません。

もっとも原材料とアレルギーの発生といった部分では、例えばゼラチンとかエビ・カニ由来のものについてはアレルギーが多いことについてはわかりますが、それ以外の症状についてはなかなか結論を得るのは難しい状況になっております。

○穂山副委員長 実際にこの委員会で製品名は、調査で情報は入ってきていますか。製品名と、例えばある製品に関しては健康被害がどんな症状であっても頻度が多いとか、そういう情報があれば疑わしいとはいえますよね。そこから専門委員会に入っていくと、その因果関係を調べるという流れになるのではないかと思います。

○山形課務担当係長 情報収集して入ってきた中で、過去に同じものがあるかどうかを調査して、専門委員会にまず情報を出して、その中で検討しております。もちろん製品名も専門委員会で明らかにされております。同じ製品で同じような症状が出ているかどうか

ついても検討しております。

○志村委員長 よろしいですか。

○穠山副委員長 ありがとうございます。

○志村委員長 その他の報告事項は何かございますか。

○垣食品医薬品情報担当課長 事務局から今後の予定についてお知らせいたします。次回の本委員会は7月下旬を予定しております。日程の調整については、改めてご案内させていただきます。

また、情報選定専門委員会の開催については、7月上旬を考えております。

なお、健康食品被害事例専門委員会は7月15日に開催させていただく予定となっております。以上です。

○志村委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにないようでしたら、本日予定されていた議事等はすべて終了しました。これで進行を事務局にお返しします。

○垣食品医薬品情報担当課長 どうもありがとうございます。本日は長時間にわたりありがとうございます。それでは、第1回東京都食品安全情報評価委員会はこれに終了とさせていただきます。

閉 会

午後3時58分